

## 実習指導者認定講習 対象の実習施設一覧

保育所
幼保連携型認定こども園
小規模保育 A型またはB型 ※1
事業所内保育事業 ※2
乳児院
母子生活支援施設
障害児入所施設
児童発達支援センター
障害者支援施設
指定障害福祉サービス事業所 ※3
児童養護施設
児童心理治療施設
児童自立支援施設
児童相談所一時保護施設
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
児童厚生施設
その他 ※4

※1 児童福祉法第6条の3第10項の小規模保育事業（ただし、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第61号）第3章第2節に規定する小規模保育事業A型及び同基準同章第3節に規定する小規模保育B型に限る）  
(「小規模保育A・B型」という。)

※2 児童福祉法第6条の3第12項の事業所内保育事業であって同法第34条の15第1項の事業及び同法同条第2項の認可を受けたもの  
(「事業所内保育事業」という。)

※3 生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る

※4 社会福祉関係諸法令の規定に基づき設置されている施設であって保育実習を行う施設として適當と認められるもの（保育所及び幼保連携型認定こども園並びに小規模保育A・B型及び事業所内保育事業は除く。）